

○訓令・通達の公表の基準について

平成13年9月20日

通達甲総第30号警察本部長

本部内各部課（所、隊）長
警察学校長
各警察署長

警察行政の透明性の確保と説明責任の遂行という要請にこたえ、積極的に情報公開を推進するため、別添のとおり「訓令・通達の公表の基準」を定め、平成13年10月1日から公表を実施することとしたから、適切な運用を図られたい。

別添

訓令・通達の公表の基準

1 目的

警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、本県警察の施策を示す訓令及び通達について公表することにより、県民の理解と協力を確保し警察行政を円滑に運営することを目的とする。

2 公表する訓令及び通達

- (1) 公表する訓令及び通達は、施策を示すもので公表することが適當と認められるものとする。
- (2) 施策を示す訓令及び通達（以下「施策を示す訓令等」という。）には、次に掲げるものは、該当しないものとする。

ア 本県警察の内部管理に関するもの（人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等の内部事務に関するものなど）

イ 専ら技術的・補足的事項を定めるもの（電算システムに関する技術的な事項を定めるもの及び犯罪手口や統計の分類等を定めるものなど）

ウ その他県民生活に影響を及ぼさないもの（業務に関する報告様式や報告要領等を定めるものなど）

3 公表の範囲

- (1) 施策を示す訓令等のうち、「茨城県情報公開条例」（平成12年茨城県条例第5号）第7条各号に掲げる不開示情報（以下「不開示情報」という。）を含まないものについては、全文を掲載する。
- (2) 施策を示す訓令等のうち、不開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表する。ただし、当該施策を示す訓令等の名称に不開示情報が含まれる場合及び不開示情報を明らかにすることなくその概要を作成することができない場合は、名称、概要とも公表しないこととする。
- (3) 施策を示す訓令等に当たらない訓令及び通達についても、県民の関心の高い事項を内容とするもの等については、本基準の目的に照らし、可能な限り広く公表するよう

努める。

4 公表時期及び公表期間

- (1) 本基準の施行後に発出する施策を示す訓令等については、発出後速やかに公表することとする。ただし、発出後すみやかに公表することが適当でない事情がある場合は、当該事情がなくなった後、速やかに公表することとする。
- (2) 本基準の施行前に発出され、かつ、効力を有する施策を示す訓令等については、本基準の施行後、順次公表する。
- (3) 公表期間については、当該施策を示す訓令等が効力を有する期間とし、公表した当該訓令等を廃止したとき又は当該訓令等の主管課長が、公表を継続することが適当でないと判断したときは、速やかに必要な措置をとることとする。

5 公表の方法

施策を示す訓令等の茨城県警察ホームページへの掲載及び情報公開窓口への備え付けに当たっては、主管課長が予め警察本部長の承認を受けて行うものとし、その掲載等の手続については、別に定めるところによる。